

廃棄物処理法施行令等の改正に関する Q&A

本 Q&A は、平成 29 年度 6 月に全国 4 か所において開催した、廃棄物処理法施行令等の改正についての説明会の場において、参加者の方より頂いた主な質問についてその回答をまとめたものです。

目次

1. 処理委託、業の許可証、委託契約書、マニフェストについて P.1

Q1-1 :	施行日（平成 29 年 10 月 1 日）以降、排出事業者としては、これまで水銀汚染物の処理を委託していた業者に引き続き委託しても問題ないか。 処理業者としては、施行日以降新規に委託契約を結ぶ場合は、自治体から許可を受けなければならないのか。	P.1
Q1-2 :	水銀回収義務付け製品から水銀を取り出した業者が、その水銀を他の業者に二次マニフェストで処分を委託してもよいのか。	P.1
Q1-3 :	施行日前に保有している許可証の事業範囲で取扱える処理業者については、変更許可は不要とのことであるが、排出事業者はどの処理業者が取扱えるかをどのように確認すればよいのか。	P.1
Q1-4 :	組込製品など製品の一部分が水銀を含んでいる廃棄物の処理を受託する場合にあって、水銀を含む部分を分別して、二次廃棄物などとして最終処分業者に引き渡す場合は、分別を行う者も水銀使用製品産業廃棄物の処分の許可を受ける必要があるのか。	P.1
Q1-5 :	水銀使用製品産業廃棄物を排出する場合、マニフェストへの記載方法としては、例えば括弧書きで水銀使用製品産業廃棄物、と書けばよいのか。	P.2
Q1-6 :	建設廃棄物の中間処理（選別・破碎）を行っている際に、解体・改修工事から一部蛍光ランプが入ってくる。現状はガラスくずで受け入れ、リサイクル処理先へそのまま出しているが、施行日以降は水銀使用製品産業廃棄物となり、受け入れできなくなるのか。	P.2

2. 水銀廃棄物の分類について P.3

Q2-1 :	今回の改正内容は、廃棄物ではなく有価物であれば適用されないのか。	P.3
Q2-2 :	現在は産業廃棄物の種類は業種特定を含めて 20 種類あるが、今回「水銀含有」に関するものが新たに追加されるという認識でよいのか。	P.3
Q2-3 :	水銀が付着したウエス等はどのように取扱うべきか。	P.3

Q2-4 :	水銀を回収した後のガラスくず（破碎したもの）や、破損した水銀使用製品は水銀使用製品産業廃棄物になるのか。水銀使用製品産業廃棄物には卒業基準はないのか。	P.3
--------	---	-----

3. 廃水銀等について P.4

Q3-1 :	当社は水質汚濁防止法の特定施設からは外れているが、廃棄物処理法でも今後特定施設の例外は設けられる予定はあるか。	P.4
Q3-2 :	水銀使用製品の破損により漏洩した水銀は回収した廃水銀にはあたらないため、特別管理産業廃棄物の廃水銀等には該当しないとのことであるが、この漏洩した水銀の処理の委託をする場合は何の品目になるのか。 特定施設において漏洩した水銀は何に該当するのか。	P.4
Q3-3 :	小中学校から出た廃水銀は特別管理産業廃棄物に該当しないとのことであるが、これは何にあたるのか。	P.4
Q3-4 :	水銀は今後再利用できなくなるのか。回収した水銀は全て廃棄物として取り扱うべきか。	P.4

4. 水銀含有ばいじん等について P.5

Q4-1 :	水銀含有ばいじん等に該当するものは、特定施設から排出された物に限られるのか。もしくは、施設の限定がないとすると、平成 29 年 10 月 1 日以降は汚泥、廃酸、廃アルカリなどは、全て含有量分析をしなければならないのか。	P.5
Q4-2 :	従来の特別管理産業廃棄物は水銀含有ばいじん等に該当しないとのことであるが、水銀含有ばいじん等に対する処理の基準である大気中に飛散しないような措置は、この従来の特別管理産業廃棄物にもかかるのか。 もしくは、従来の特別管理産業廃棄物については、水銀含有量が 1,000mg/kg 以上でなければ、「大気中に飛散しないような措置」という規定はかからないという理解でよいか。	P.5
Q4-3 :	水銀含有ばいじん等などについて、水銀含有量が 1,000mg/kg 以上のものは水銀回収義務があるとのことであるが、排出時点の濃度で判断するのか。もしくは中間処理中に濃縮し、当該値を超えたものは回収義務の対象となるのか。	P.5
Q4-4 :	水銀含有ばいじん等（水銀濃度 1,000mg/kg 未満）の処分再生について、設備の構造要件はあるか。	P.5
Q4-5 :	水銀回収が義務付けられないものであっても、水銀濃度が比較的高濃度のものについては水銀回収に努める、とあるが、どの程度の濃度を指すのか。	P.6

Q4-6 :	水銀含有ばいじん等の分析方法について、底質調査法を基本とするとなっているが、測定結果は乾燥重量ベースであるということか。(例：含水率 50%の脱水汚泥をそのまま分析したら 8mg/kg であった。乾燥重量あたりに計算すると 16mg/kg となるため水銀含有ばいじん等か。)	P.6
--------	---	-----

5. 水銀使用製品産業廃棄物について P.7

Q5-1 :	水銀汚染防止法において、蛍光ランプについては、水銀含有量の基準値を超えるものが特定水銀使用製品として製造禁止等の措置の対象となっているが、廃棄物処理法ではわずかでも含めば水銀使用製品産業廃棄物にあたるのか。	P.7
Q5-2 :	水銀を含まない放電ランプであっても、放電ランプであれば水銀使用製品産業廃棄物の対象となるのか。 水銀を含まない農薬であっても、農薬であれば水銀使用製品産業廃棄物の対象となるのか。	P.7
Q5-3 :	水銀使用製品産業廃棄物の対象となる組込製品について、スイッチ・リレーや HID ランプが組み込まれている製品は一律除外となるのか。あらかじめこれらの水銀使用製品が組み込まれていることが分かっている場合はどうなるのか。	P.7
Q5-4 :	水銀電池が組み込まれた補聴器は水銀使用製品産業廃棄物に該当するか。また、水銀電池を取り外した場合、補聴器本体はどのように処理すればよいか。	P.7
Q5-5 :	水銀使用製品産業廃棄物の保管については、他のものと混合しないよう仕切りを設ける等とあるが、仕切りとは、「部屋を分ける」程の対応は必要ないという認識でよいか。	P.8
Q5-6 :	中間処理後のガラスくずは水銀使用製品産業廃棄物を卒業できないということであるが、水銀廃棄物ガイドライン P.94 の「13 号溶出試験の結果をふまえて適切に処分又は再生すること」との整合は取れるのか。	P.8
Q5-7 :	水銀回収が義務付けられていない水銀使用製品産業廃棄物については、大気中に水銀が飛散しないような措置が必要とのことであるが、設備の密閉度や、集じんの捕集効率などは具体的に示されるのか。	P.8

6. その他 P.9

Q6-1 :	廃棄物焼却炉について、今後、排ガス中の水銀濃度の測定義務はかかるのか。	P.9
--------	-------------------------------------	-----

用語

本 Q&A においては以下の用語を使用しています。

- 廃棄物処理法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- 廃棄物処理法施行令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）
- 水銀廃棄物ガイドライン：水銀廃棄物ガイドライン（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部、平成 29 年 6 月）
（入手先：<http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/>）
- 水銀汚染防止法：水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成 27 年法律第 42 号）

1. 処理委託、業の許可証、委託契約書、マニフェストについて

Q1-1： 施行日（平成 29 年 10 月 1 日）以降、排出事業者としては、これまで水銀汚染物の処理を委託していた業者に引き続き委託しても問題ないか。
処理業者としては、施行日以降新規に委託契約を結ぶ場合は、自治体から許可を受けなければならないのか。

A：委託する処理業者が、水銀含有ばいじん等の対象となるものを施行日より前に取り扱っており、水銀含有ばいじん等の処理基準を遵守して処理している場合、引き続き処理を委託することが可能です。

従来から水銀含有ばいじん等の対象となるものの収集・運搬、処分の許可を持っている業者については、今回の改正令の施行を受けての変更許可は不要です。

Q1-2： 水銀回収義務付け製品から水銀を取り出した業者が、その水銀を他の業者に二次マニフェストで処分を委託してもよいか。

A：回収された廃水銀等については、許可を持った処理業者に二次マニフェストによって委託することは問題ありません。

Q1-3： 施行日前に保有している許可証の事業範囲で取扱える処理業者については、変更許可は不要とのことであるが、排出事業者はどの処理業者が取扱えるかをどのように確認すればよいのか。

A：確認方法については法令上何も定めておらず、口頭の確認でも事足りるところではありますが、排出事業者には、廃棄物の処理を委託する際には、処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならないことから、書面を取り交わすなど、処理業者が適切に処理できることを責任を持って確認してください。

Q1-4： 組込製品など製品の一部が水銀を含んでいる廃棄物の処理を受託する場合にあって、水銀を含む部分を分別して、二次廃棄物などとして最終処分業者に引き渡す場合は、分別を行う者も水銀使用製品産業廃棄物の処分の許可を受ける必要があるのか。

A：取り扱う組込製品が水銀使用製品産業廃棄物に該当する場合は、水銀使用製品産業廃棄物の処理に関する業の許可が必要になりますが、水銀使用製品産業廃棄物に該当しない場合（例えば、蛍光灯の組込製品）には、水銀使用製品産業廃棄物の処理に関する業の許可は不要です。

Q1-5： 水銀使用製品産業廃棄物を排出する場合、マニフェストへの記載方法としては、例えば括弧書きで水銀使用製品産業廃棄物、と書けばよいのか。

A：水銀使用製品産業廃棄物であることを明示してもらえれば構いません。

Q1-6： 建設廃棄物の中間処理（選別・破碎）を行っている際に、解体・改修工事から一部蛍光ランプが入ってくる。現状はガラスくずで受け入れ、リサイクル処理先へそのまま出しているが、施行日以降は水銀使用製品産業廃棄物となり、受け入れできなくなるのか。

A：まず前提として排出事業者は、水銀使用製品産業廃棄物とそれ以外の廃棄物を保管の段階から、混合するおそれのないように必要な措置を講ずる必要があります。

2. 水銀廃棄物の分類について

Q2-1： 今回の改正内容は、廃棄物ではなく有価物であれば適用されないのか。

A： 廃棄物処理法上の廃棄物に該当しないものは対象外です。

Q2-2： 現在は産業廃棄物の種類は業種特定を含めて 20 種類あるが、今回「水銀含有」に関するものが新たに追加されるという認識でよいのか。

A： 今回の改正は、産業廃棄物の種類を追加したものではありません。

Q2-3： 水銀が付着したウエス等はどのように取扱うべきか。

A：

・水銀とウエスが分けられる場合：特定施設から排出される廃水銀等に該当するものについては、特別管理産業廃棄物である廃水銀等として、また、特定施設以外から排出される場合には、特別管理産業廃棄物である廃水銀等と同様に環境上適正に取り扱ってください。

・水銀とウエスが一体化している場合：水銀が付着したウエス等の総体の性状にあわせて、廃棄物の種類を判断し、水銀含有ばいじん等の対象に該当する場合は、水銀含有ばいじん等として処理してください。水銀が大気中に飛散（揮発を含む）しない措置、及び水銀含有量が 1,000mg/kg 以上の場合は水銀回収が必要となります。また、水銀含有ばいじん等の種類に該当しない場合は、水銀含有ばいじん等と同様に環境上適正に取り扱ってください。

Q2-4： 水銀を回収した後のガラスくず（破砕したもの）や、破損した水銀使用製品は水銀使用製品産業廃棄物になるのか。水銀使用製品産業廃棄物には卒業基準はないのか。

A： 水銀使用製品産業廃棄物に卒業基準は設けられていません。水銀使用製品産業廃棄物であって、破損した物又は水銀を回収した後のガラスくずや、水銀使用製品産業廃棄物を破砕したものなどは、水銀使用製品産業廃棄物のまま適切に処理していただくことが必要です。

3. 廃水銀等について

Q3-1： 当社は水質汚濁防止法の特定施設からは外れているが、廃棄物処理法でも今後特定施設の例外は設けられる予定はあるか。

A： 廃棄物処理法での特定施設と、水質汚濁防止法の特定施設とは異なり、水銀廃棄物の適正な処理の観点から、特定施設について例外は設けていません。

Q3-2： 水銀使用製品の破損により漏洩した水銀は回収した廃水銀にはあたらないため、特別管理産業廃棄物の廃水銀等には該当しないとのことであるが、この漏洩した水銀の処理の委託をする場合は何の品目になるのか。
特定施設において漏洩した水銀は何に該当するのか。

A： 特定施設に該当する施設において水銀使用製品が割れて漏洩した水銀は、特別管理産業廃棄物の廃水銀等に該当します。特定施設以外の施設において水銀使用製品から漏えいした水銀は、水銀使用製品産業廃棄物として適切に処理していただくことが望ましいです。

(例えば、水銀体温計が破損して水銀が漏洩した場合には、破損した水銀使用製品と漏洩した水銀を、まとめて袋に密閉するなど水銀の大気飛散防止措置を講じた上で、水銀使用製品産業廃棄物として取り扱ってください。)

Q3-3： 小中学校から出た廃水銀は特別管理産業廃棄物に該当しないとのことであるが、これは何にあたるのか。

A： 廃棄物の区分としては、通常の産業廃棄物に当たり特別管理産業廃棄物に該当しません。特別管理産業廃棄物である廃水銀等と同等に環境上適正に扱ってください。

Q3-4： 水銀は今後再利用できなくなるのか。回収した水銀は全て廃棄物として取り扱うべきか。

A： 水俣条約及び国内の関係法令上、認められている用途については引き続き水銀を使用することが可能です。廃棄物から回収された水銀についても同じです。

4. 水銀含有ばいじん等について

Q4-1： 水銀含有ばいじん等に該当するものは、特定施設から排出された物に限られるのか。もしくは、施設の限定がないとすると、平成 29 年 10 月 1 日以降は汚泥、廃酸、廃アルカリなどは全て含有量分析をしなければならないのか。

A：水銀含有ばいじん等については、排出施設の限定はありません。水銀含有量の測定について特段の規定はおいていないため、毎回水銀含有量を測定する必要はありません。工程から判断して、水銀が含まれないことが明確であれば測定する必要はありません。水銀含有量が全く不明である場合は、一度測定してください。

Q4-2： 従来の特別管理産業廃棄物は水銀含有ばいじん等に該当しないとのことであるが、水銀含有ばいじん等に対する処理の基準である大気中に飛散しないような措置は、この従来の特別管理産業廃棄物にもかかるのか。
もしくは、従来の特別管理産業廃棄物については、水銀含有量が 1,000mg/kg 以上でなければ、「大気中に飛散しないような措置」という規定はかからないという理解でよいか。

A：従来の特別管理産業廃棄物のうち、水銀の含有量が 1,000mg/kg 以上の場合は、水銀回収義務付けと水銀又はその化合物が大気中に飛散しないような措置の両方の処理基準がかかります。1,000mg/kg 未満のものはこれまでとおりの処理基準がかかります。

Q4-3： 水銀含有ばいじん等などについて、水銀含有量が 1,000mg/kg 以上のものは水銀回収義務があるとのことであるが、排出時点の濃度で判断するのか。もしくは中間処理中に濃縮し、当該値を超えたものは回収義務の対象となるのか。

A：排出時点で水銀回収義務付けの濃度以下の物であっても、中間処理後に 1,000mg/kg 以上の水銀含有ばいじん等に該当する場合は、回収義務の対象となります。

Q4-4： 水銀含有ばいじん等（水銀濃度 1,000mg/kg 未満）の処分再生について、設備の構造要件はあるか。

A：従来の処理基準に加え、大気中に水銀等が飛散しないような措置を取る必要があります。この点が遵守できるような施設であれば問題ありません。

Q4-5： 水銀回収が義務付けられないものであっても、水銀濃度が比較的高濃度のものについては水銀回収に努める、とあるが、どの程度の濃度を指すのか。

A：具体的な数値は定まっていますが、これまで水銀を回収していた廃棄物については、1,000mg/kg 未満のものであっても引き続き水銀を回収してください。

Q4-6： 水銀含有ばいじん等の分析方法について、底質調査法を基本とするとなっているが、測定結果は乾燥重量ベースであるということか。(例：含水率 50%の脱水汚泥をそのまま分析したら 8mg/kg であった。乾燥重量あたりに計算すると 16mg/kg となるため水銀含有ばいじん等か。)

A：排出時の状態のまま分析した値により判断してください。

5. 水銀使用製品産業廃棄物について

Q5-1： 水銀汚染防止法において、蛍光ランプについては、水銀含有量の基準値を超えるものが特定水銀使用製品として製造禁止等の措置の対象となっているが、廃棄物処理法ではわずかでも含めば水銀使用製品産業廃棄物にあたるのか。

A：蛍光ランプであれば、封入されている水銀の量にかかわらず水銀使用製品産業廃棄物の対象です。（LED など、水銀が使われていないものは対象外です。）

Q5-2： 水銀を含まない放電ランプであっても、放電ランプであれば水銀使用製品産業廃棄物の対象となるのか。
水銀を含まない農薬であっても、農薬であれば水銀使用製品産業廃棄物の対象となるのか。

A：水銀が使われていなければ、対象外です。水銀使用製品産業廃棄物は、あくまでも水銀を使用している製品が対象となります。

Q5-3： 水銀使用製品産業廃棄物の対象となる組込製品について、スイッチ・リレーや HID ランプが組み込まれている製品は一律除外となるのか。あらかじめこれらの水銀使用製品が組み込まれていることが分かっている場合はどうなるのか。

A：排出時点で水銀が使用されたスイッチ・リレーや HID ランプが組み込まれていることが分かっている場合、組込製品本体にその旨の表示がある場合を除き法令上は水銀使用製品産業廃棄物には該当しませんが、取り外すことが容易である物については分離して排出することが望ましいです。また、取り外すことが容易でない物については、WDSなどを活用して処理業者に水銀使用製品が組み込まれている旨を伝達し、水銀使用製品産業廃棄物と同等に扱うなど、環境上適正に処理することが望ましいです。

Q5-4： 水銀電池が組み込まれた補聴器は水銀使用製品産業廃棄物に該当するか。また、水銀電池を取り外した場合、補聴器本体はどのように処理すればよいか。

A：水銀電池が組み込まれた補聴器は水銀使用製品産業廃棄物に該当します。水銀電池が取り外された後の補聴器本体は水銀使用製品に該当しないため、水銀使用製品産業廃棄物に該当しません。

Q5-5： 水銀使用製品産業廃棄物の保管については、他のものと混合しないよう仕切りを設ける等とあるが、仕切りとは、「部屋を分ける」程の対応は必要ないという認識でよいか。

A：廃棄物を入れる容器（箱など）を分けるなどの措置でも構いません。水銀廃棄物ガイドライン P.93 を参照ください。

Q5-6： 中間処理後のガラスくずは水銀使用製品産業廃棄物を卒業できないということであるが、水銀廃棄物ガイドライン P.94 の「13号溶出試験の結果をふまえて適切に処分又は再生すること」との整合は取れるのか。

A：水銀使用製品産業廃棄物は安定型処分場には埋立処分できません。また、水銀による環境負荷低減の観点から、13号溶出試験等の結果を踏まえて、必要に応じて不溶化等の処理を行った上で、管理型最終処分場へ埋立処分することが望ましいです。

Q5-7： 水銀回収が義務付けられていない水銀使用製品産業廃棄物については、大気中に水銀が飛散しないような措置が必要とのことであるが、設備の密閉度や、集じんの捕集効率などは具体的に示されるのか。

A：法令上は「飛散させない」という規定のみであり、数値的基準は規定していませんが、水銀廃棄物ガイドライン P.94 の解説を参照ください。

6. その他

Q6-1： 廃棄物焼却炉について、今後、排ガス中の水銀濃度の測定義務はかかるのか。

A： 今回の廃掃法施行令等の改正の範囲ではありませんが、大気汚染防止法の水銀排出施設に該当する廃棄物焼却炉は、同法に基づき排ガス中の水銀濃度を測定する必要があります。